

第3章 米国における外国成績・資格評価 (Foreign/International Credential Evaluation) システム

太田 浩

1. FCEの背景と特徴

移民大国である米国は、仕事や新しい生活を求めて移住してくる多くの人々を受入れるだけでなく、質量ともに世界一と見なされるその高等教育システムがハイレベルの勉学や研究の機会を求める人々を魅了し、外国人留学生・研究者の受入れ数においても世界一である。グローバル化を背景として、知識集約型経済の進展とともに、国際労働市場が形成され、高等教育の需要は急伸してきた。それに呼応するように先進国を中心に高等教育のユニバーサル化、産業化、国際化が急速に進み、国際的な学生市場（留学生市場）と留学生ビジネスが出現した。この一連の流れの中で、米国の高等教育は、その伝統的な特徴である標準化されたシステム、高い融通性と開放性、そして編入学の一般化を例とする高い接続性・流動性を最大限に生かし、国際的な比較優位性をさらに高めたと言える。その優位性は、国外からの大量の留学希望者を誘引することとなるが、留学志願者受入れの審査システムにおいても、米国はTOEFLの開発とその世界規模での実施、語学力、学力、経済力を軸とする書類審査での合否判定、在留資格認定証明書と査証の発給及び大学と移民局の連携による在留管理等において、先進的な取組みを行い、留学生受入れシステムにおける国際標準モデルの形成に寄与してきた。その一つの例として、外国学業成績・資格評価 (Foreign/International Credential Evaluation、以下「FCE」と記す) である。しかしながら、FCEにおける技術や手法とその蓄積においては、他国を大きくリードし、模範となっているものの、FCEシステム全体としては、米国の高等教育行政の特殊性から、他の多くの国々とは異なった構造を示している。

米国には教育を管轄する中央省庁（連邦政府機関）が存在しないため、外国学業成績・資格の評価と認証は、FCEに利害関係のあるもの、たとえば、高等教育機関や州の専門的な職業にかかわる免許・資格授与機関、そして雇用者などに委ねられている (U.S. Department of Education 2007a)。つまり、米国のFCEは主として民間の専門的な評価機関や留学生の受入れを中心とした各大学の入学課によって行われてきた。FCEに携わる民間の専門的な評価機関は、全米で200あるいは300とも言われ、正確な実数が把握されていない。このことから、FCEにおける連邦政府の関与は、ほとんどないと言え、民間主導でシステムが出来上がっている。

米国において、FCEの実際の運用基準は、当該分野の専門家によって開発され、その基準に対するコンプライアンスは任意なものである (Assefa 2006)。留学生及び移民の志願者の外国での教育関係資格を評価し、入学資格または入学時の学業開始点（単位認定をした上での1年次での入学や適切な中上級学年からの編入学）を判断するために、1996年National Council on the Evaluation of

Foreign Academic Credentials¹³ (全米外国成績資格評価審議会、以下「CEC」と記す)がThe Milwaukee Symposium¹⁴と呼ばれる国としてのガイドラインを定めているが、CEC自体が政府機関ではなく、そのガイドラインに記されている個々の事項についても、拘束力を持つものではない(U.S. Department of Education 2007b)。しかしながら、CECは1955年に設立されて以来、この分野での長い歴史を持ち、有力な関係諸団体によって、構成されてきたことから、そのガイドラインは、全米の多くの教育機関やFCEの評価機関に大きな影響を与えてきた。各評価機関、高等教育機関も独自のFCEに関するポリシーを策定しているが、それらの多くは、大体CECによって推奨されたガイドラインに基づいている。とはいえ、評価者が従うべき法的義務はないため、評価者あるいは評価機関の適格性とその評価サービスの質と信頼性には、業界内でかなりのばらつきがある (West 2000)。

FCEは、大別すると勉学的な資格評価(Academic Recognition/Evaluation)と専門的職業の資格評価(Professional Recognition/Evaluation)に分けられる。勉学的な資格評価は、大学等への入学、または編入学に関する審査から決定までの過程で、当該個人が母国で取得した学業成績や学位、卒業証書が受入れ国の制度でも同様な資格として使えるかを判断するときの評価資料として活用される。専門的職業の資格評価は、母国で取得した専門的職業の資格が受入れ国の制度下に照らし合わせて、同様に認められるものかどうか、または受入れ国で当該資格試験の受験資格の有無を評価するものである(Divis, 2004)。しかるに、先に利害関係者としてあげた高等教育機関や州の専門的な職業にかかわる免許・資格授与機関、そして雇用者は、FCEが大学入学、専門的職業の免許や資格、雇用において、米国以外で教育を受けた人、あるいは資格・免許を取った人に対する選考及び審査の際に利用されることから、外国の成績・資格を持つ人々と同様にFCEの結果による利益を享受する。

2. FCEの需要

本節では、米国でFCEの需要がどこにあるかをまとめてみたい。FCEを必要としているのは、まず、米国への留学・就職希望者が挙げられる。具体的には米国以外の国で教育を受けた外国人または、移民が大学に志願したり、看護師、会計士など資格を基盤とした職に就こうとしたりするときで

¹³ National Council of the Evaluation of Foreign Academic Credentials (CEC)は、各協会、団体を越えたアンブレラの審議会で、米国の教育機関で外国の成績・資格保持者の入学審査や適切な配置（編入学の学年、単位認定後の入学年次の判断）を支援するために外国の学業・資格証明書の解釈のための基準を設定している。この審議会の主たる目的は、米国のアカデミック・コミュニティによって、利用される外国の学業・資格証明書に記載されている事項と米国の教育システムとの比較可能性及び適正配置に関する出版物のドラフトに記載されている事項を見直し、修正し、承認することである。また、審議会は留学生・移民の入学審査に関する出版物のための優先事項、研究ガイドライン、見直しの手続きを設定するための支援を行っている。この審議会は以下の団体の代表によって、構成されている。American Association of Community Colleges (AACCC), American Association of Collegiate Registrars and Admission Officers (AACRAO), American Council on Education, Institute of International Education, NAFSA: Association of International Educators, and United States Network for Education Information (U.S. Department of Education 2007b)。

¹⁴ Milwaukee Symposiumの全文は、以下のサイトに掲載されている。<http://www.fitpsy.org/cached/Milwaukee/intro.html>

ある。次に、留学生や移民を受入れる大学のAdmission Office（入学課）や彼らを採用する雇用者（企業等）である。また、専門職的職業における外国の資格や免許を持つ出願者を審査する各州の免許（資格）授与機関（委員会）が挙げられる(Assefa 2006)。米国留学を希望する外国人や米国への移民にとって、FCEは彼らが母国で得た資格、免許、学業成績・卒業証書等が米国へのエントリー・レベルで、認証されるか否かにかかわるもので、彼らの入国後の人生を左右するものと言っても過言ではない。また、高等教育機関、企業（業界）、免許（資格）授与機関にとっても、学生、社員、免許（資格）受験者の質の確保という点からFCEは重要である。大学は、留学希望の外国人や移民の出願の際に、米国以外の教育機関で取得した学位や単位が米国の教育制度における出願資格と同等か否か、どの程度単位認定が可能かを審査すると共に入学年次を決めなければならない。州や専門職団体等の免許（資格）授与機関は、外国人や移民が資格試験を受ける際に、米国以外の学校で取得した学位や単位が米国の基準と同等か否かを判断する必要がある(Assefa 2006)。米国は、大学、実業界双方において、外国から多くの人材を獲得しようとしているが、同時に量だけではなく、その質を確保することが、大学や企業の成長と拡大を達成できるかどうかの重要な鍵となっている。ディグリー・ミル、ディプロマ・ミル、各種証明書の偽造業者がインターネットを利用し、跋扈している状況にあり、それを見破るという点からもFCEの需要は高まっている。しかしながら、ディグリー・ミルやディプロマ・ミルの業者が自ら評価機関を設立している場合もあるといわれている。

3. FCEの目的

FCEの目的は、米国以外の教育機関で受けた教育に関する学業成績・卒業証明書、あるいは取得した資格証明書等の有効性及び真偽を確認することにより、それらの書類を持っている個人の米国入国前の教育的バックグラウンドを確認することである。また、評価のエンドユーザー（大学、企業や資格授与機関）が外国の学業成績・資格を米国の教育システムの下では、どのレベルや位置に相当するか（同等性、接続性）を理解できるように支援することである。そして、最終的な目的は（上記2つの目的を包括する形で）、米国内で教育・訓練を受けた出願者と米国外で教育・訓練を受けた出願者の比較を可能なものとするところにある(Assefa 2006)。

4. FCEの評価者と相違点

FCEを行う者は、先述したとおり、大学、企業、免許授与機関等と民間の評価機関に大別できる。前者は、評価結果を組織内部で活用することから内部評価と呼ばれ、大学を例に説明すると、FCEは卒業証明書による志願者の出願資格および入学許可の適格性、そして成績証明書による入学（編入学）年次の配置、そして提出された証明書等の真偽を審査するために行われる。大学は、学位や卒業資格の同等性を評価するために汎用性の高い一般的基準と志願者個々の学力面での能力や資質を評価するために各大学が独自に定める機関個別（独自）の基準の2つを使って、FCEを行う。評価結果は、入学審査の重要な判断材料となる。後者は個人または第3者の依頼によって、外部評価機関が評

価を行い、評価結果は多目的に使用されることが可能であることから、外部評価と呼ばれる。評価機関は、学業成績や学位・資格等の証明書の機能（どのような能力や資質を持っているかを示そうとしているか）と米国のシステムに照合した場合のレベルを評価するため、さらにそれらの証明書の真偽を審査するために一般的基準のみを使う。評価結果は、評価依頼者（成績証明書や学位証明書の所持者または、それらの書類を受けとった大学や企業等）へ個別的に報告され、その後必要に応じて、評価結果を利用する(Assefa 2006)。

外部評価は、成績・資格証明書をそこに記述されている事項について、米国のシステムとの比較に基づき、そのレベル的な面と機能的な面での同等性や接続性を査定するものであり、評価結果は、当該資格証明書保持者の専門的な技能や能力そのものの証拠を示すものではない。また、評価結果は、当該資格証明書保持者が求める入学許可や免許の取得、あるいは企業等での雇用を保証するものでもない(Assefa 2006)。

5. FCEの歴史的発展

FCEが確立する以前、米国外と米国内の教育の同等性は、一般的に教育を受けた（教育機関に籍を置いた）期間だけを基準として決められていた。つまり、外国で教育を受けた年数を数え、その同じ年数だけ、米国の学校システムで勉強した場合に修められる教育（卒業）レベルを見出し、それをもって同等なものとして、判断されていた。当時は国によって教育システムが異なるのは、そもそも国ごとに教育に対する哲学的なあるいは文脈的な違いが存在するということが、あるいは教育の質的な違いなどは考慮されていなかった(West 2000)。よって、現在米国が持っているFCEに関する標準や方法論、そして技術的なものは、大学や評価機関が長年かけて築き上げたものといえる。

米国におけるFCEの歴史は、1950年代にさかのぼる。当初FCEはForeign Credential Evaluation Service (以下、「FCES」と記す)を通して、U.S. Department of Education (米国教育省)に委任されていた。また、米国の大学へ留学生の出願が増加したことを背景に1955年には、先に述べたCECが設立され、教育省の助成金を得て、業界（民間）主導によるPlacement of Recommendationと呼ばれるFCEの指針が出版されるようになった。しかしながら、FCESは、1966年から69年の間に順次縮小され、1970年、ついに廃止されたことにより、教育省による直接的なFCE事業は終わりを見せた。これにより、米国は他の多くの国々とは異なり、FCEに関する国家的な基準を持たない国となった(West 2000)。その後は、政府の助成金を得て、CECが定期的に改訂、出版するPlacement of Recommendationが唯一の包括的なガイドラインとなったが、CECそのものが政府機関ではなく、よって、そのガイドラインも法的拘束力を持っていないことから、FCEは70年代初頭から民間の評価機関と高等教育機関の入学課(admissions offices)が中心となって実施されるような現在の体制に急速にシフトしていった。ただし、当時は評価機関の数も少なく、民間（業界）主導といっても、実質は高等教育機関そのものによるFCEが主流であった。ところが、1988年にはPlacement of Recommendationに対する政府の助成金が廃止されたため、その出版が中断されてしまい、高等教育

機関関係者は当時増加していた外国人留学生志願者のFCEに対処する新たな方策を見つけ出さなければならなくなった。これが90年代における民間評価機関の発展につながっていくこととなる(Assefa 2006)。

90年代には、政府から大学への予算が削減され、大学は経費節減のためにその一部の機能やサービスを外部に委託するようになり、人員削減も行われた。そこにはFCEに関する予算や人員も含まれていた。また、有力な(先駆的な)民間の評価機関のFCEに対する専門的知識・技術、さらに信頼性が高まったことにより、その認知度が増し、それによってFCEに関する外部委託も大学間で容認されるものとなってきた。さらに、留学生だけでなく、技能労働移民が急増したため、雇用者や免許(資格)授与機関は、外国で教育を受けた出願者の増加を受けて、FCEについては、プロの評価機関による専門的な評価結果を求めるようになった。加えて、90年代には、いわゆるハイテク産業が大量の外国人IT専門職従事者を採用するようになり、FCEに対する専門的な評価の需要はさらに増加した。以上のような様々な要因により、需要が大幅に拡大し、FCEを専門的に行う評価機関の急激な増加につながった(Assefa 2006)。

しかし、2001年の9.11同時多発テロ事件により、FCEは転機を迎える。9.11以後、米国への新規の移民と留学生の入国者数が減少し、FCEに対する需要は減少に転じた。ITを中心とするハイテク産業も海外からの専門的技術者の新規採用を控えたため、それまで過熱気味だったFCEの需要が全体的に冷え込む結果となった。このような環境的变化は、FCEへの需要を量的なものから質的なものへと変化させた。FCEを利用する留学希望者、求職者、教育機関、免許授与機関は共に評価結果の質と信頼性をより重視するようになり、その市場の要求に対して、評価機関がIT等を最新技術を駆使して、迅速に応えようとしているのが現状である(Assefa 2006)。

6. WES (World Education Services)の概要

次にWorld Education Services (以下、「WES」と記す)を例として、FCEの民間評価機関について述べたい。WESはニューヨーク州のNGO関連法に基づいて、1974年に設立され、本部をニューヨークのマンハッタンに置く。その他に米国内ではシカゴ、ワシントンDC、マイアミ、サンフランシスコと4つの支部を持ち、カナダのトロントにも別途支部がある。2005年には、FCEの総依頼件数が5万件にのぼり、それは150カ国に渡った。FCEの評価結果については、米国とカナダを合わせて、10万件のレポートを2,200機関(大学、免許授与機関、雇用者等)に提供した。これは北米で最大の実績である。米国では、大学の入学審査にかかわるFCEが8割で、就職、専門職の免許・資格出願にかかわるFCEが2割だが、カナダはその逆で、大学入学審査にかかわるものは2割で、就職、専門職の免許・資格出願にかかわるものが8割である(WES 2007a)。これは米国とカナダで高等教育セクターの規模及び外国人留学生の数に大きな差があることに起因していると思われる。

職員数は110名強でそのうち約半分がEvaluatorと呼ばれるFCEを現場で担当する評価スタッフである。この評価スタッフは多様な言語的、文化的バックグラウンドを持った職員によって構成されてお

り（30カ国強からの出身）、50言語に対応できるようになっている。FCEそのものだけでなく、FCEにかかわりの深い世界各国の教育制度に関する調査研究とデータベースの構築（比較国際教育学でも活用されている）、大学のadmissions office（入学課）を中心に教職員向けのスタッフ・ディベロップメントとして、FCEや留学生リクルーティングに関するワークショップやカンファレンスを開催している¹⁵。また、WESはFCEに関連する最新の情報を定期的に提供するためにWNER（World Education News & Reviews）と呼ばれる隔月発行の電子ニュースレターを無料で発行したり¹⁶、諸外国の教育システムに関する基本的な情報¹⁷と学業成績証明書に記載されている評点を米国の一般的な基準に変換するための評点コンバーター¹⁸など独自データベースの一部を登録者に無料で開放したりするなど、NPOとしての役割を意識した活動も行っている。さらに、NACES（National Association of Credential Evaluation Services）¹⁹という有力な評価機関によって構成されている業界団体の設立メンバーとして、FCEのための自主的なガイドラインや倫理規定（規範）に寄与するなど、業界全体のレベルアップ、認知度向上にも積極的に関わっている（NACES 2007）。

7. WESによるFCE

WESのFCEに対する基本的な姿勢は、まず各国の教育システムは本質的に、それぞれ異なっていることを理解することから始まる。その上で、外国の学業成績・資格証明書を米国の教育システムとの比較的視点で精査する際、絶対的同等性より機能的同等性をクライアントに提供するというアプローチで評価を行う。また、教育的証明書における正当性の認証に関するリスボン・コンベンション²⁰（1997年）に含まれる原則を遵守するとしている（Assefa 2006）。この原則を具体的に説明すると、まず外国で獲得した学業成績・資格証明書は、完全な認定を第一の目標として、評価されなければな

¹⁵ WESの収入の95パーセントはFCEから得ており、ワークショップなどそれ以外からの収入は5%。

¹⁶ WNERについては、次のサイトを参照のこと。<http://www.wes.org/ewenr/07may/index.asp>

¹⁷ 各国教育システムのプロフィールについては、次のサイトを参照のこと。http://www.wes.org/wes_tools/profile.asp

¹⁸ 評点コンバーターについては、次のサイトを参照のこと。<http://www.wes.org/gradeconversionguide/index.asp>

¹⁹ 1987年に設立された民間の外国学業成績・資格評価機関による業界団体で現在19機関が加盟している。米国でFCEの評価機関をモニターする政府機関がないことから（誰でも評価機関を設立できる）、業界の倫理規範を定め、それを整備していくことにコミットし、専門性と卓越性の高い評価機関を育成するための標準を規定することにより、業界の質保証と信頼性を高めたいとする理念を共有する機関によって構成されている（NACES 2007）。

²⁰ 正式名称は、The Council of Europe/UNESCO Recognition Convention of Lisbon。この協定の中核は、FCEに関して、公正の原則と認証手続きの透明性の原則を強調すべきであり、相違の認知については、違いが相当なもの（根本的なもの）であると見なされるものでない限り、容認されるべきであるとしていることである。また、その立証責任は受入れ国に課せられるとしている。FCEにおいて使用される審査基準と従うべき手続きの透明性はこの協定の基幹であり、どの国（地域）も当該国の教育システム、資格証明（認定、付与）、教育機関に関する適切な情報を提供しなければならないと主張している（UNESCO 1997）。

らない（一部認定、条件付認定は補助的な手段として考慮されるべき）という前提を示している。そのうえで、外国の教育制度・プログラム及びそこでの「学びの成果(learning/education outcome)²¹」である卒業等の証明書に関して、ホスト国の対応するものとの相違は、融通性を伴った視点から審査されるべきであると述べている。ゆえに、実質的な違い(substantial differences)が両者間に存在する場合に限り、FCEは部分的認定や非認定という評価結果に行き着くべきとしている。また、FCEの手続きと基準については、透明性、一貫性、整合性、信頼性を高めるべきであり、そのためには定期的なレビューが必要としている(UNESCO 1997, Stannard 2006)。

WESにおけるFCEの現場には、基礎的かつ特徴的なスタンダードがある。まず、真正の証明書によって、評価を行うという原則である。このために、WESが偽造の証明書を受理しないようなシステムと贋物の証明書でないか否かについて、検証する方法が決められている。証明書は、各国の事情を考慮した上でWESが定めた国ごとの提出基準に従って、受理されなければならない。証明書を持っている留学志願者等がWESに直接送付できる国もあれば、教育機関から志願者を介することなく、直接WESへ証明書が送付されなければならない国もある。また、教育機関でも志願者でもなく、教育関係の政府機関から直接WESへ証明書が送付されなければならない国もある。この提出基準はWESのウェブサイトで公開されている²²。提出された証明書や文書は、基本的にそれを発行した教育機関等に転送されて、真偽の検証を受ける。発行機関での検証が必要な国もあれば、証明書の体裁や様式が通常のものとは異なっている、あるいは内容に矛盾があるというような嫌疑の下に発行機関へ送付の上、検証を行う場合がある(Assefa 2006)。

次に、世界中の国々の教育システムや教育機関とそのプログラムに関する最新の情報により、一貫した評価を行うということである。最新の情報は、AICESと呼ばれるWES独自のデータベースに蓄積されている。AICESには200以上の国と地域に関する教育システム、47,000の教育機関、12,000種類の学業成績・卒業に関する証明書類、2,000件の成績評価基準と評点に関する情報が記録されており、それはWESの専門チームにより、データの入力、更新及び管理が行われている(WES 2007b)。データベース上の情報の信頼性を高めるため、新しいデータは、入力、更新の前に必ず複数で検証されなければならないことになっている。

クライアントは、通常FCEを依頼して、7日間以内に評価結果を受け取ることができる。評価結果は、クライアントに送付されるまでに2回のチェックが行われる。クライアントは評価結果を受け取った後、異議の申し立てをすることができ、その場合、評価結果は再度検証される。FCEの料金については、大学や雇用者等のエンドユーザーが一旦支払って、その金額を大学志願者の出願料に含める、あるいは求職者へ手数料として徴収する場合もあれば、志願者や求職者には請求せず、大学や雇用者が負担する場合もある。また、志願者や求職者がFCEを依頼する時点で支払う場合もある。ほと

²¹ 学びの過程(process)より、学びの成果(outcome)を重視して、FCEを行うことも合意されている。

²² 国ごとに、どのような書類をどう提出するかについては、次のサイトを参照のこと。<http://www.wes.org/required/index.asp>

んどの大学や雇用者は、志願者や求職者自身が料金を支払う方法を選ぶ。それは、志願者や求職者が、FCEの料金を支払った場合、評価結果は志願者、求職者自身のものとなり、当該依頼者は5年後であっても、大学への志願や企業の求人に応募した際に、WESへ評価結果の送付を依頼できる。ところが、もし大学や雇用者が料金を支払った場合、志願者の評価結果は学校や企業のものとなり、その後、志願者や求人者は評価結果について関与できなくなる。このような事情から、FCE依頼のほとんどのケース（約9割）で、志願者や求人者等証明書を持っている本人が代金を支払っている（横田ほか2005）。

8. まとめと日本への示唆

日本より留学生数の多い国々（米、英、独、仏、豪、加）と日本との留学生受入れ体制において、際立った違いは何かと聞かれれば、FCEへの取組みと言って間違いのないであろう。志願者の学力や日本語能力については、各大学で実施される外国人留学生入試と日本留学試験の結果、学歴等を証明する書類の真偽と正当性については、入国管理局における在留資格認定証明書審査に頼っているのが実情で、これまで文部科学省を始めとする政府関係機関がFCEに対して、具体的な政策の下に取り組んだこともなく、また国立大学協会等大学関係団体もFCEに関する提言や陳情をした形跡もない。最近の総理官邸主導で進んでいる教育再生会議、経済財政諮問会議、アジアゲートウェイ構想等における留学生政策に関する提言でもFCEは取り上げられていない。先に挙げた留学生受入れ先進国では、書類審査のみによる入学選考が一般的であり、ここでは成績証明書を含む学歴に関する証明書の審査と母国に居ながらにして受験した語学能力試験を含む各種テストのスコアが、志願者の合否判定の大きな要素となっている。しかも、北米のように、そもそも国内の学生の流動性が高いところでは、その学歴（学習・履修歴）を精査し、その実績を勘案した上で、中途学年からの編入学あるいは一定数の単位認定をした上での1年次からの入学というような、過去の勉学の成果を適正に反映させた形でのプレイスメントが行われている。労力をかけてでも、このような入学審査を行っている背景には、米国が高度に発達した学歴・資格社会であることと、評価において、成果主義が徹底していることなどが背景にあるといえるであろう。

欧州においても、欧州統合による域内労働市場の成立により、その労働市場に適切なレベルの資格を持ったものを送り出すために、域内各国の高等教育はボローニャ・プロセスによる共通の2段階学位構造を持つようになってきている。この壮大な改革は、欧州域内の高等教育システム間の調和性を高め、以前から実施されてきたエラスムス・プランの普及を促進することにつながる。具体的に言えば、ボローニャ・プロセスにおいて、単位制の導入、学位、卒業資格の実質的な標準化が進むと共に、FCEがENIC-NARICのネットワークを通じて一般化されることにより、学位や学業成績の相互認定（共通性）と流動性を促進し、結果として学生の流動性を高めることになる。ENIC-NARICには、今や米国、カナダ、豪州、ニュージーランドなど欧州域外の国々も加盟している。

日本留学試験が実施され、「書類審査による渡日前入学許可」が文部科学省によって、奨励されて

いるにも関わらずなかなか普及しない、また母国の大学等を中途退学したり、短期大学を卒業した留学生志願者に対する編入学、あるいは単位認定をした上での入学が一般化しない大きな要因にFCEの不在が挙げられる。総理官邸関係の審議会の報告にあるように、日本が国際学生市場で今より高いシェアを持ちたいとすれば、FCEは日本留学の入り口の整備として欠かせないものである。また、それが日本留学を希望する者に対して、過去の勉学状況をきちんと評価することにより、質の高い留学生を受入れることにつながるという大学等教育機関のメリットだけでなく、留学生にとっても母国の学歴（学業成果）と日本留学時の入学ポイントでの接続性を高め、効率よく学位取得（日本留学の目標達成）ができるというメリットをもたらす。日本の大学は、少なくとも留学生受入れに関しては、大学独自の入試の難易度による学生の質の確保(input重視型審査)から、書類審査による志願者の過去の学業成果(education/learning outcome)の評価による学生の質の確保（outcome重視型審査）へと転換すべきときに来ているといえるだろう。

日本は、FCEへの取組みが遅れているために学生だけでなく、教員、研究員の採用においても、質の伴わない者（ディプロマ・ミルやディグリー・ミルによる贋物の学位を持つ者）へのチェック機能欠如という状況を招いている。政府と高等教育関係者が一体となって、FCEへ取組むことは、日本の留学生の受入れ体制を世界標準なものとし、高等教育の構成員の質を高めるために喫緊の課題である。ただし、日本の高等教育事情を勘案すれば、米国のような民間主導型のFCEはなじまないと思われる。世界各国の教育制度や成績・資格証明書に関する研究とそのデータベース化という観点からは、大学評価・学位授与機構が、外国人留学生受入れに関する施策・実務といった観点（特に欧州におけるエラスムス・プラン及びそれに付随するETCS²³とFCEの関連を考慮すると、UMAP²⁴及びUTCS²⁵の活性化に向けてのFCEの役割は重要）からは、日本学生支援機構が重要な役割を果たすべきで、両者と全国の高等教育機関の連携による日本型FCE確立へ向けて、政府のイニシアティブが望まれる。また、米国でのFCAの需要拡大とそれに伴うFCA関係機関の発展の経緯から、日本でFCAを定着させるためには、FTA（自由貿易協定）による海外からの介護師・看護師の受入れを始めとする、いわゆる海外の専門職人材あるいは高度人材の獲得政策や将来に向けての移民政策と連動させなければならないと考える。

※ 本報告は、『留学生交流の将来予測に関する調査研究』（2006年度文部科学省先導的の大学改革推進経費による委託研究（一橋大学受託），研究代表者：横田雅弘）一橋大学留学生センター刊

²³ European Credit Transfer and Accumulation Systemの略称。詳細については、次のサイトを参照のこと。http://ec.europa.eu/education/programmes/socrates/ects/index_en.html

²⁴ University Mobility in Asia and the Pacific（アジア太平洋大学交流機構）の略称。詳細については、次のサイトを参照のこと。<http://econgeog.misc.hit-u.ac.jp/umapjp/index.html-ssi>

²⁵ UMAP Credit Transfer Schemeの略称。詳細については、次のサイトを参照のこと。<http://econgeog.misc.hit-u.ac.jp/umapjp/ucts/ucts.html>

(2007) に掲載されたものを本研究プロジェクトの報告書用に修正加筆したものである。

【参考文献】

- Assefa, Mariam, 2006, International Credential Evaluation in the U.S., New York: World Education Services.
- Divis, Jindra, 2004, The International Labour Market: Professional Recognition of Qualifications,
(http://www.bologna-bergen2005.no/EN/Bol_sem/Seminars/041203-04Riga/01203-04_Haaksman.pdf, June 22, 2007)
- National Association of Credential Evaluation Services, 2007, About NACES,
(<http://www.naces.org/aboutnaces.htm>, June 22, 2007)
- Stannard, Jessica, 2006, Criteria and Methods of Transcript Analysis: Workshop on Foreign Academic Credential Evaluation (Tokyo, July 20-21, 2006).
- UNESCO, 1997, Convention on the Recognition of Qualifications concerning Higher Education in the European Region 1997, Paris: UNESCO.
http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=13522&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html
- U.S. Department of Education, 2007a, Foreign Diploma and Credit Recognition, Washington DC: U.S. Department of Education.
(<http://www.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/edlite-visitus-forrecog.html>, June 22, 2007)
- _____, 2007b, The National Council on the Evaluation of Foreign Academic Credentials, Washington DC: U.S. Department of Education.
(<http://www.ed.gov/about/offices/list/ous/international/usnei/us/edlite-natcouncil-about.html>, June 22, 2007)
- West, Holly O'Neil, 2000, Foreign Credential Evaluation in the United States, New York: The New York Times Company.
(<http://immigration.about.com/library/weekly/aa022800a.htm>, June 22, 2007)
- World Education Services, 2007a, About WES: International Education Intelligence, New York: WES. (<http://www.wes.org/about/index.asp>, June 22, 2007)
- World Education Services, 2007b, About WES: WES Database, New York: WES.
(<http://www.wes.org/about/database.asp>, June 22, 2007)
- 横田雅弘・坪井健・白土悟・太田浩・工藤和宏, 2005, 『アジア太平洋諸国の留学生受け入れ政策と中国の動向』文部科学省科学研究費補助金(基盤研究B)平成15年度~16年度調査報告書(中間報告), 一橋大学